

中 防 災 第 号
平 成 15 年 12 月 日

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

中央防災会議会長 小 泉 純一郎

東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（答申）

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の東南海・南海地震防災対策推進地域として指定する必要がある地域に関する、同条第2項に基づく諮問（平成15年7月28日付府政防第699号）に対し、推進地域に指定すべき範囲として別紙の通り答申する。

東南海・南海地震防災対策推進地域市町村一覧（案）

東京都	八丈町、小笠原村の区域
長野県	諏訪市の区域
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、羽島郡、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡北方町、同郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、武儀郡、加茂郡、可児郡、土岐郡、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村及び同郡上矢作町の区域
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、天竜市、浜北市、湖西市、賀茂郡南伊豆町、志太郡大井川町、榛原郡御前崎町、同郡相良町、同郡榛原町、同郡吉田町、同郡金谷町、小笠郡、周智郡森町、磐田郡浅羽町、同郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村、浜名郡及び引佐郡の区域
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡、知多郡、幡豆郡、額田郡、西加茂郡三好町、同郡藤岡町、東加茂郡下山村、南設楽郡、宝飯郡及び渥美郡の区域
三重県	全域
滋賀県	彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、野洲郡野

	洲町、甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、蒲生郡、神崎郡、愛知郡、犬上郡、坂田郡米原町及び同郡近江町の区域
京都府	京都市の区域
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加古郡播磨町、飾磨郡家島町、揖保郡御津町、津名郡及び三原郡の区域
奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、和気郡日生町、邑久郡、児島郡、都窪郡早島町及び浅口郡寄島町の区域
広島県	竹原市、三原市、尾道市、福山市、安芸郡音戸町及び沼隈郡の区域
山口県	大島郡の区域
徳島県	全域
香川県	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡内海町、木田郡、仲多度郡仲南町及び三豊郡高瀬町の区域
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予三島市、伊予市、北条市、東予市、宇摩郡土居町、周桑郡、越智郡朝倉村、同郡

	玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡弓削町、同郡大三島町、温泉郡、上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡小田町、伊予郡、喜多郡、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡の区域
高知県	全域
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、西国東郡真玉町、同郡香々地町、東国東郡、速見郡日出町、北海部郡佐賀関町、南海部郡上浦町、同郡鶴見町、同郡米水津村及び同郡蒲江町の区域
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、宮崎郡佐土原町、南那珂郡南郷町、児湯郡新富町、東臼杵郡門川町、同郡北川町及び同郡北浦町の区域